川崎市教育長の職務に専念する義務の免除に関 する規則の一部を改正する規則の制定について 川崎市教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則(案)

川崎市教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則(平成27年川崎市 教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

- (9) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第51条第1項若 しくは第2項の規定に基づき、決定に関する審査請求若しくは再審査請求 をし、又はその審査に審査請求人若しくは再審査請求人として出席する場 合
- (10) 川崎市職員の苦情相談に関する規則(平成17年川崎市人事委員会規則 第2号)第5条の規定による調査に応ずる場合(当該調査に応ずることが 教育長の職務であると認められるときを除く。)

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 制定理由

地方公務員災害補償法の規定に基づき、審査請求等をする場合に職務に専念 する義務を免除することができることとすること等のため、この規則を制定す るものである。

## 川崎士牧寺長の職数に東会社の美数の名吟に関土の規則の、郊かみて土の規則、英田特昭書

改正後	改正前
○川崎市教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則	○川崎市教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則
平成27年3月30日教委規則第8号	平成27年3月30日教委規則第8号
(第1条 略)	(第1条 略)
(職務に専念する義務を免除される場合)	(職務に専念する義務を免除される場合)
第2条 教育長があらかじめ教育委員会の承認を得て、職務に専念する義務	第2条 教育長があらかじめ教育委員会の承認を得て、職務に専念する義務
を免除される場合は、次に掲げる場合とする。	を免除される場合は、次に掲げる場合とする。
(1) 教育長が国又は他の地方公共団体その他の公共団体若しくはその職	(1) 教育長が国又は他の地方公共団体その他の公共団体若しくはその職
務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に従事する場合	務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に従事する場合
(2) 教育長が法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的	(2) 教育長が法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的
とする団体の事業又は事務に従事する場合	とする団体の事業又は事務に従事する場合
(3) 教育長が市又は市の機関以外のものの主催する講演会等において、	(3) 教育長が市又は市の機関以外のものの主催する講演会等において、
市政又は学術等に関し、講演等を行う場合	市政又は学術等に関し、講演等を行う場合
(4) 教育長がその職務上の教養に資する講演会等を聴講する場合	(4) 教育長がその職務上の教養に資する講演会等を聴講する場合
(5) 教育長がその職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合	(5) 教育長がその職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合
(6) 妊産婦である教育長が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10	(6) 妊産婦である教育長が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10
条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合
(7) 妊娠中の教育長が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又	(7) 妊娠中の教育長が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又
は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	は胎児の健康保持に影響があると認められる場合
(0) 居民中央地大区区、東北地大区の東東区区域区	(0) 区层中央地大区 2 以对地大区企业及22区从中央1210日企用中国

(8) 妊娠中の教育長が、当該教育長の業務が母体又は胎児の健康保持に (8) 妊娠中の教育長が、当該教育長の業務が母体又は胎児の健康保持に 影響があると認められる場合

(9) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第51条第1項若しく (新設) は第2項の規定に基づき、決定に関する審査請求若しくは再審査請求を し、又はその審査に審査請求人若しくは再審査請求人として出席する場 合

影響があると認められる場合

改正後	改正前
(10) 川崎市職員の苦情相談に関する規則(平成17年川崎市人事委員会規	(新設)
則第2号)第5条の規定による調査に応ずる場合(当該調査に応ずるこ	
とが教育長の職務であると認められるときを除く。)	
<u>(11)</u> その他特別の事由のある場合	<u>(9)</u> その他特別の事由のある場合
(以下 略)	(以下 略)